



長野県報

10月27日(木)
平成23年
(2011年)
第2314号

目 次

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室)	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	2
広域連合長から申請のあった規約の変更の許可(市町村課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(2件)(経営支援課)	3
一般競争入札(都市計画課)	5
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会の中止(7件)(都市計画課)	6
土地改良区役員の就任の届出(2件)(農地整備課)	7
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	7
一般競争入札(4件)(道路管理課)	7
一般競争入札(河川課)	10
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活環境課)	11
特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課)	12
長野県警察職員(航空機整備士)採用選考考査の実施(警務課)	12
一般競争入札(砂防課)	12

告 示

長野県告示第731号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年10月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人ゆりかご	訪問看護ステーションゆりかご	駒ヶ根市赤穂759-195	平成23年10月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人なでしこ	おひさま	岡谷市南宮1丁目5番16号	平成23年10月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社諒訪プラサード	尖石居宅介護支援事業所	茅野市豊平4485-1 尖石診療所内	平成23年10月16日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社コトブキ	寿園長野ヘルパーステーション	長野市若穂綿内8539-1	平成23年10月16日
(2) 介護予防訪問看護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人ゆりかご	訪問看護ステーションゆりかご	駒ヶ根市赤穂759-195	平成23年10月16日
(3) 介護予防通所介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人なでしこ	おひさま	岡谷市南宮1丁目5番16号	平成23年10月16日
株式会社宮坂総合寝装	悠悠いきいき俱楽部千曲	千曲市稻荷山2227-1	平成23年10月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第732号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市信更町氷ノ田字蛭田2278の8、2279の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛭田2278の8・2279の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第733号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市長地字白沢5921から5923まで、5927、5928、5929の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第734号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市社字宮ノ前380、字宮本387、388の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第735号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村伍和5993の1、5993の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県佐久地方事務所告示第2号

佐久広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成23年10月3日付けで許可しました。

平成23年10月27日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

市町村課

長野県諏訪建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年11月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年10月27日

長野県諏訪建設事務所長 伊藤直喜

1 路線名 岡谷下諏訪線

2 供用を開始する区間

岡谷市天竜町三丁目5410番の6地先から

岡谷市田中町一丁目6333番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年10月27日

道路管理課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

安曇野ショッピングセンター

安曇野市三郷温2716-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社安曇野ビルディング

安曇野市三郷温2716-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称又は氏名	代表者氏名	住 所
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社雑貨屋ブルドッグ	久留米 唯人	静岡県浜松市平口5228 98ビル2階
株式会社カーム	小野沢 成四	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央11-1

ほか11名